

# 経済産業省

20220926資第2号  
令和4年9月27日

電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿

経済産業大臣

## 特定小売供給約款以外の供給条件の認可について

電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される同法第1条の規定による改正前の電気事業法（昭和39年法律第170号）第66条の10第1項第3号の規定に基づき、別添の申請に係る同法第21条第1項ただし書に規定する特定小売供給約款以外の供給条件の認可について、貴委員会の意見を求めます。

# 特定小売供給約款以外の供給条件認可申請書

販 本 発 4 第 7 号

令和 4 年 9 月 26 日

経済産業大臣 西 村 康 稔 殿

東京都千代田区内幸町 1 丁目 1 番 3 号

東京電力エナジーパートナー株式会社

代表取締役社長 秋 本 展 秀

平成26年改正法附則第16条第 4 項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第21条第 1 項の規定により，次のとおり特定小売供給約款以外の供給条件の認可を受けたいので申請します。

|                   |                  |
|-------------------|------------------|
| 料金その他の<br>供給条件の内容 | 別紙に記載したとおりであります。 |
| 実 施 期 日<br>及び実施期間 | 別紙に記載したとおりであります。 |

## 別 紙

料金その他の供給条件の内容ならびに実施期日および実施期間

令和4年9月23日、令和4年台風第15号により、多大な被害が発生したため、静岡県内の23市町に災害救助法が適用された。

このため、災害救助法適用地域および隣接する地域（令和4年9月23日以降、令和4年台風第15号により災害救助法が適用された市町村が追加された場合は、当該追加された市町村および当該市町村に隣接する市町村を含む。）において、被災されたお客さまから申出があった場合には、次の供給条件を適用するものとする。

- 1 被災されたお客さまの令和4年8月（支払期日が9月23日以降となるものに限る。）、9月、10月および11月調定分の電気料金の支払期日をおのおの1ヶ月間延長する。
- 2 被災されたお客さまが被災時から引続き全く電気を使用しない場合には、そのお客さまの被災日が属する調定月の次の調定月から6ヶ月間に限り、電気料金を免除する。
- 3 従量電灯C、臨時電灯C、公衆街路灯、低圧電力、臨時電力および農事用電力の被災されたお客さまで、電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となったものについては、令和5年3月末日までの間は、その使用不能設備に相当する基本料金を免除する。

# 電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置 に関する省令第26条の規定に基づく添付書類

（電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省  
令第26条第1号）

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

（電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第26条第1号）

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

## 特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

令和4年9月23日，令和4年台風第15号により，多大な被害が発生したため，静岡県23市町に災害救助法が適用されました。

このため，災害救助法適用地域および隣接する地域（令和4年9月23日以降，令和4年台風第15号により災害救助法が適用された市町村が追加された場合は，当該追加された市町村および当該追加された市町村に隣接する市町村を含む。）において被災されたお客さまに対し，平成26年改正法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第21条第1項の規定にもとづき，特定小売供給約款以外の供給条件を設定いたしたく申請するものであります。

## 記

### 災害救助法が適用された市町村

静岡県沼津市，三島市，富士宮市，富士市，御殿場市，裾野市，駿東郡清水町，駿東郡長泉町

### 災害救助法が適用された市町村の隣接市町村

神奈川県足柄下郡箱根町

山梨県富士吉田市，南アルプス市，南巨摩郡早川町，南巨摩郡身延町，南巨摩郡南部町，南都留郡鳴沢村，南都留郡富士河口湖町

静岡県伊豆市，伊豆の国市，田方郡函南町，駿東郡小山町

以上

# 特定小売供給約款以外の供給条件認可申請書

カ サ 本 発 第 7 号

2022年9月26日

経済産業大臣 西 村 康 稔 殿

名古屋市東区東新町1番地

中部電力ミライズ株式会社

代表取締役 大谷 真哉  
社長執行役員

平成26年改正法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて準用される旧電気事業法第21条第1項により、次の通り特定小売供給約款以外の供給条件の認可を受けたいので申請します。

|                              |                  |
|------------------------------|------------------|
| 料 金 そ の 他 の<br>供 給 条 件 の 内 容 | 別紙に記載したとおりであります。 |
| 実 施 期 日 及 び<br>実 施 期 間       | 別紙に記載したとおりであります。 |

## 別紙

### 料金その他の供給条件の内容 ならびに実施期日および実施期間

令和4年台風第15号の影響により多大な被害が発生し、静岡県18市5町に災害救助法が適用された。

このため、災害救助法適用市町村および隣接市町村※（2022年9月24日以降、令和4年台風第15号の影響により災害救助法適用市町村が追加された場合は、当該追加された災害救助法適用市町村および当該追加された災害救助法適用市町村に隣接する市町村を含む。）のうち、当社供給区域内において被災されたお客さまから申出があった場合には、特定小売供給約款（2020年9月11日届出。以下「特定小売供給約款」という。当該特定小売供給約款が認可または届出により変更された場合は、変更後の特定小売供給約款をいう。）以外の供給条件として、次の供給条件を適用するものとする。

※：隣接市町村は、以下の8市町村（2022年9月24日時点）。

愛知県：豊橋市，新城市，北設楽郡東栄町・豊根村

長野県：飯田市，伊那市，下伊那郡天龍村・大鹿村

- 1 被災されたお客さまの2022年8月（支払期日が災害救助法適用日以降となるものに限る。なお、災害救助法適用市町村に隣接する市町村においては、支払期日が隣接市町村における災害救助法適用日〔隣接市町村ごとに災害救助法適用日が異なる場合は、最も早期に到来する災害救助法適用日〕以降となるものに限る。）、2022年9月、10月および11月調定分の電気料金の支払期日（検針日の翌日から30日目）を各々1か月間延長する。  
（実施期間満了日：2023年1月〔満了日は検針日等により相違〕）
- 2 被災されたお客さまが被災時から引続き全く電気を使用しない場合には、そのお客さまの被災日が属する調定月の次の調定月から6か月間に限り、電気料金を免除する。  
（実施期間満了日：2023年4月〔満了日は検針日等により相違〕）
- 3 従量電灯C，臨時電灯C，公衆街路灯B，低圧電力，臨時電力および農事用電力の適用を受けていて被災されたお客さまで、電気設備が災害のため



復旧まで一時使用不能となったものについては、２０２３年３月末日までの間は、その使用不能設備に相当する基本料金を免除する。

（実施期間満了日：２０２３年３月末日）

以 上

## 添付書類

### 特定小売供給約款以外の供給条件 による供給を必要とする理由

令和4年台風第15号の影響により多大な被害が発生し、静岡県18市5町に災害救助法が適用された。

このような状況を踏まえ、被災されたお客さまの負担の軽減等を目的に、災害救助法適用市町村および隣接市町村（2022年9月24日以降、令和4年台風第15号の影響により災害救助法適用市町村が追加された場合は、当該追加された災害救助法適用市町村および当該追加された災害救助法適用市町村に隣接する市町村を含む。）のうち、当社供給区域内において被災されたお客さまに対し、平成26年改正法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて準用される旧電気事業法第21条第1項の規定にもとづき、特定小売供給約款以外の供給条件を設定したく申請するものであります。

#### 記

##### 1 災害救助法が適用された市町村

静岡県：静岡市，浜松市，富士宮市，島田市，富士市，磐田市，焼津市，掛川市，藤枝市，袋井市，湖西市，御前崎市，菊川市，牧之原市，榛原郡吉田町・川根本町，周智郡森町

##### 2 災害救助法が適用された市町村に隣接する当社供給区域内の市町村

愛知県：豊橋市，新城市，北設楽郡東栄町・豊根村  
長野県：飯田市，伊那市，下伊那郡天龍村・大鹿村

以 上

# 経済産業省

20220926資第4号  
令和4年9月27日

電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿

経済産業大臣

託送供給等約款以外の供給条件の認可について

電気事業法（昭和39年法律第170号）第66条の11第1項第5号の規定に基づき、別添の申請に係る同法第18条第2項ただし書に規定する託送供給等約款以外の供給条件の認可について、貴委員会の意見を求めます。

# 託送供給等特例認可申請書

令和4年9月26日

東京電力パワーグリッド株式会社

託送供給等特例認可申請書

経料発4第20号  
令和4年9月26日

経済産業大臣 西村 康稔 殿

東京都千代田区内幸町1丁目1番3号  
東京電力パワーグリッド株式会社  
代表取締役社長 金子 禎 則

電気事業法第18条第2項ただし書の規定により、次のとおり託送供給等約款以外の供給条件により託送供給等を行うことの認可を受けたいので申請します。

| 供給の種類         |        |      | 接続供給            | 備考 |
|---------------|--------|------|-----------------|----|
| 供給の相手方        | 氏名（名称） |      | 別紙に記載のとおりであります。 |    |
|               | 住所     |      | 同上              |    |
|               | 受給     | 受電場所 | 同上              |    |
|               | 場所     | 供給場所 | 同上              |    |
| 供給電力          |        |      | 同上              |    |
| 供給電圧          |        |      | 同上              |    |
| 電気方式及び周波数     |        |      | 同上              |    |
| 料金その他の供給条件の内容 |        |      | 同上              |    |
| 供給開始年月日及び有効期間 |        |      | 同上              |    |

別 紙

## 託送供給等約款以外の供給条件の内容

令和4年9月23日、令和4年台風15号の影響により、静岡県23市町（静岡市、浜松市、沼津市、三島市、富士宮市、島田市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、御殿場市、袋井市、裾野市、湖西市、御前崎市、菊川市、牧之原市、駿東郡清水町、駿東郡長泉町、榛原郡吉田町、榛原郡川根本町、周智郡森町）に災害救助法が適用された。

このため、当社供給区域内の災害救助法適用地域および隣接する地域（令和4年9月23日以降、令和4年台風15号の影響により災害救助法が適用された市町村が追加された場合は、当該追加された市町村および当該追加された市町村に隣接する市町村を含む。）において被災された電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、当該電気の利用者に対して電気の供給を行なう契約者から申出があった場合には、次の供給条件を適用するものとする。

- 1 被災された電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の令和4年8月（支払期日が9月23日以降となるものに限る。）、9月、10月および11月料金計算分の料金算定日を、託送供給等約款（令和4年6月20日届出。以下「託送供給等約款」といいます。当該託送供給等約款が認可または届出により変更された場合は、変更後の託送供給等約款をいいます。）18（料金）の規定にかかわらず、各々1か月間延長する。

（有効期間満了日：令和5年1月〔満了日は検針日等により相違〕）

- 2 被災された電気の利用者を需要者とする供給地点において、被災時から引き続

きまったく電気を使用しない場合には、託送供給等約款 18（料金）の規定にかかわらず、当該電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金を、被災日が属する料金計算月の次の料金計算月から 6 か月間に限り、免除する。

（有効期間満了日：令和 5 年 4 月〔満了日は検針日等により相違〕）

- 3 被災された電気の利用者を需要者とする供給地点において、被災時から引き続きまったく電気を使用しないで、契約者が当該電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる接続供給を廃止し、その後新たに契約者が当該供給地点にかかる接続供給の申込みを行なった場合で、その申込みが令和 5 年 3 月末日までに行なわれ、かつ、その申込みが被災時の当該供給地点にかかる接続供給の契約電力をこえないときは、託送供給等約款 69（供給地点への供給設備の工事費負担金）の規定にかかわらず、その工事費負担金を免除する。

（有効期間満了日：令和 5 年 3 月末日）

- 4 契約者が、被災された電気の利用者を需要者とする供給地点において、再建等のため、託送供給等約款 20（臨時接続送電サービス）の申込みを行なった場合で、その申込みが令和 5 年 3 月末日までに行なわれたときは、託送供給等約款 72（臨時工事費）の規定にかかわらず、その臨時工事費を免除する。

（有効期間満了日：令和 5 年 3 月末日）

- 5 被災された電気の利用者を需要者とする供給地点において、電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となったものについて、託送供給等約款 18（料金）にかかわらず、令和 5 年 3 月末日までの間は、その使用不能設備に相当する接続送電サービス料金の基本料金、臨時接続送電サービス料金の基本料金および予備送電サービス料金を免除する。

（有効期間満了日：令和 5 年 3 月末日）

6 契約者が、被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、再建等のため、引込線、計量器、その付属装置、区分装置、通信設備および電流制限器等の取付位置の変更の申込みを令和5年3月末日までに行なった場合で、かつ、その供給方法が被災時の供給方法と同一であるときは、託送供給等約款 61（引込線の接続）、62（計量器等の取付け）、63（通信設備等の施設）および65（電流制限器等の取付け）の規定にかかわらず、原則として、その初回の工事に要した費用を免除する。

（有効期間満了日：令和5年3月末日）

7 この託送供給等約款以外の供給条件に定めのない事項については、託送供給等約款によるものとする。



別 添

## 託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

令和4年9月23日、令和4年台風15号の影響により、静岡県23市町（静岡市、浜松市、沼津市、三島市、富士宮市、島田市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、御殿場市、袋井市、裾野市、湖西市、御前崎市、菊川市、牧之原市、駿東郡清水町、駿東郡長泉町、榛原郡吉田町、榛原郡川根本町、周智郡森町）に災害救助法が適用されました。

このため、当社供給区域内の災害救助法適用地域および隣接する地域（令和4年9月23日以降、令和4年台風15号の影響により災害救助法が適用された市町村が追加された場合は、当該追加された市町村および当該追加された市町村に隣接する市町村を含む。）において被災された電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、電気事業法第18条第2項ただし書の規定にもとづき、託送供給等約款以外の供給条件を設定いたしたく特例認可申請するものであります。

## 記

### 災害救助法が適用された市町村

静岡県沼津市、三島市、富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、駿東郡清水町、駿東郡長泉町

### 災害救助法が適用された市町村の隣接市町村

神奈川県足柄下郡箱根町

山梨県富士吉田市、南アルプス市、南巨摩郡早川町、南巨摩郡身延町、南巨摩郡南部町、南都留郡鳴沢村、南都留郡富士河口湖町

静岡県伊豆市，伊豆の国市，田方郡函南町，駿東郡小山町

# 託送供給等特例認可申請書

本 営 発 第 12 号

2 0 2 2 年 9 月 2 6 日

経済産業大臣 西 村 康 稔 殿

名古屋市東区東新町1番地

中部電力パワーグリッド株式会社

代表取締役  
清水 隆 一  
社長執行役員

電気事業法第18条第2項ただし書の規定により、次のとおり託送供給等約款以外の供給条件により託送供給等を行うことの認可を受けたいので申請します。

| 供 給 の 種 類         |             |      | 接 続 供 給        | 備 考 |
|-------------------|-------------|------|----------------|-----|
| 供給の相手方            | 氏 名 （ 名 称 ） |      | 別紙に記載の通りであります。 |     |
|                   | 住 所         |      | 同 上            |     |
|                   | 受 給 場 所     | 受電場所 | 同 上            |     |
|                   |             | 供給場所 | 同 上            |     |
| 供 給 電 力           |             |      | 同 上            |     |
| 供 給 電 圧           |             |      | 同 上            |     |
| 電 気 方 式 及 び 周 波 数 |             |      | 同 上            |     |
| 料金その他の供給条件の内容     |             |      | 同 上            |     |
| 供給開始年月日及び有効期間     |             |      | 同 上            |     |

## 託送供給等約款以外の供給条件の内容

令和4年台風第15号の影響により、電気の利用者に多大な被害が発生し、静岡県23市町に災害救助法が適用された。

このため、災害救助法適用市町村および隣接市町村※（2022年9月23日以降、令和4年台風第15号の影響により災害救助法適用市町村が追加された場合は、当該追加された災害救助法適用市町村および当該追加された災害救助法適用市町村に隣接する市町村を含む）において被災された電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、当該電気の利用者に対して電気の供給を行なう契約者から申出があった場合には、次の供給条件を適用するものとする。

※ 隣接市町村は、以下の8市町村（2022年9月23日時点）。

長野県：伊那市、飯田市、下伊那郡大鹿村、下伊那郡天龍村

愛知県：新城市、豊橋市、北設楽郡東栄町、北設楽郡豊根村

- 被災された電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の2022年8月（支払期日が災害救助法適用日以降となるものに限る。）、9月、10月および11月料金計算分の料金算定日を、託送供給等約款（2022年7月1日付け実施。以下「託送約款」といい、当該託送供給等約款が認可または届出により変更された場合は、変更後の託送供給等約款をいいます。）19（料金）の規定にかかわらず、各々1か月間延長する。

（有効期間満了日：2023年1月〔満了日は検針日等により相違〕）

- 被災された電気の利用者を需要者とする供給地点において、被災時から引き続き全く電気を使用しない場合には、託送約款19（料金）の規定にかかわらず、当該電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金を、被災日が属する料金計算月の次の料金計算月から6か月間に限り、免除する。

（有効期間満了日：2023年4月〔満了日は検針日等により相違〕）

- 3 被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、被災時から引き続き全く電気を使用しないで当社との需給契約を廃止し、または契約者が当該電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる接続供給を廃止し、その後新たに契約者が当該供給地点にかかる接続供給の申込みを行なった場合で、その申込みが2023年3月末日までに行なわれ、かつ、その申込みが被災時の当社との需給契約または当該供給地点にかかる接続供給の契約電力をこえないときは、託送約款73（一般供給設備の工事費負担金）、74（供給地点への特別供給設備の工事費負担金）、75（供給地点への供給設備を変更する場合の工事費負担金）、76（供給地点への特別供給設備等の工事費の算定）の規定にかかわらず、その工事費負担金を免除する。

（有効期間満了日：2023年3月末日）

- 4 契約者が、被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、再建等のため、託送約款21（臨時接続送電サービス）の申込みを行なった場合で、その申込みが2023年3月末日までに行なわれたときは、託送約款79（臨時工事費）の規定にかかわらず、その臨時工事費を免除する。

（有効期間満了日：2023年3月末日）

- 5 被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となったものについて、託送約款19（料金）の規定にかかわらず、2023年3月末日までの間は、その使用不能設備に相当する接続送電サービス料金の基本料金、臨時接続送電サービス料金の基本料金および予備送電サービス料金を免除する。

（有効期間満了日：2023年3月末日）

- 6 契約者が、被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、再建等のため、引込線、計量器、その付属装置、区分装置、通信設備および電流制限器等の取付位置の変更の申込みを2023年3月末日までに行なった場合で、かつ、その供給方法が被災時の供給方法と同一であるときは、託送約款65（引込線の接続）、66（計量器等の取付け）および68（電流制限器の取付け）の規定にかかわらず、原則として、その初回の工事に要した費用を免

除する。

(有効期間満了日：2023 年 3 月末日)

- 7 この託送供給等約款以外の供給条件に定めのない事項については、託送約款によるものとする。

以 上

(添付書類)

## 電気事業法施行規則第20条の規定に基づく添付書類

(電気事業法施行規則第20条第1号)

託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

(電気事業法施行規則第20条第1号)

託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由



## 託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

令和 4 年台風第 15 号の影響により、電気の利用者に多大な被害が発生し、静岡県 23 市町に災害救助法が適用されました。

このような状況を踏まえ、被災された電気の利用者の負担の軽減等を目的とし、災害救助法適用市町村および隣接市町村（2022年9月23日以降、令和4年台風第15号の影響により災害救助法適用市町村が追加された場合は、当該追加された災害救助法適用市町村および当該追加された災害救助法適用市町村に隣接する市町村を含む）において被災された電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、電気事業法第18条第2項ただし書きの規定にもとづき、託送供給等約款以外の供給条件を設定いたしたく特例認可申請するものであります。

### 記

#### 1 災害救助法が適用された市町村

静岡県：静岡市，浜松市，富士宮市，島田市，富士市，磐田市，焼津市，掛川市，藤枝市，袋井市，湖西市，御前崎市，菊川市，牧之原市，榛原郡吉田町，榛原郡川根本町，周智郡森町

#### 2 災害救助法が適用された市町村に隣接する当社供給区域内の市町村

長野県：伊那市，飯田市，下伊那郡大鹿村，下伊那郡天龍村

愛知県：新城市，豊橋市，北設楽郡東栄町，北設楽郡豊根村

以 上

# 経済産業省

20220926資第6号  
令和4年9月27日

電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿

経済産業大臣

最終保障供給約款以外の供給条件の承認について

電気事業法（昭和39年法律第170号）第66条の11第1項第9号の規定に基づき、別添の申請に係る同法第20条第2項ただし書に規定する最終保障供給約款以外の供給条件の承認について、貴委員会の意見を求めます。

# 最終保障供給特例承認申請書

令和4年9月26日

東京電力パワーグリッド株式会社

# 最終保障供給特例承認申請書

経料発 4 第 21 号

令和 4 年 9 月 26 日

経済産業大臣 西 村 康 稔 殿

東京都千代田区内幸町 1 丁目 1 番 3 号

東京電力パワーグリッド株式会社

代表取締役社長 金 子 禎 則

電気事業法第20条第2項ただし書の規定により、次のとおり最終保障供給約款以外の供給条件の承認を受けたいので届け出ます。

|                     |                 |
|---------------------|-----------------|
| 料 金 そ の 他 の 供 給 条 件 | 別紙に記載のとおりであります。 |
| 実 施 期 日 及 び 実 施 期 間 | 同 上             |

別 紙

## 最終保障供給約款以外の供給条件の内容

令和4年9月23日、令和4年台風15号の影響により、静岡県23市町（静岡市、浜松市、沼津市、三島市、富士宮市、島田市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、御殿場市、袋井市、裾野市、湖西市、御前崎市、菊川市、牧之原市、駿東郡清水町、駿東郡長泉町、榛原郡吉田町、榛原郡川根本町、周智郡森町）に災害救助法が適用された。

このため、当社供給区域内の災害救助法適用地域および隣接する地域（令和4年9月23日以降、令和4年台風15号の影響により災害救助法が適用された市町村が追加された場合は、当該追加された市町村および当該追加された市町村に隣接する市町村を含む。）において、被災されたお客さまから申出があった場合には、次の供給条件を適用するものとする。

- 1 被災されたお客さまの令和4年8月（支払期日が9月23日以降となるものに限る。）、9月、10月および11月調定分の電気料金の支払期日を、電気最終保障供給約款（令和4年8月10日届出。以下「最終保障供給約款」といいます。当該最終保障供給約款が届出により変更された場合は、変更後の最終保障供給約款をいいます。）25（料金の支払義務および支払期日）の規定にかかわらず、各々1か月間延長する。

（有効期間満了日：令和5年1月〔満了日は検針日等により相違〕）

- 2 被災されたお客さまが被災時から引き続きまったく電気を使用しない場合には、

最終保障供給約款 15（最終保障電力A），16（最終保障電力B），17（最終保障農事用電力）および18（最終保障予備電力）の規定にかかわらず，そのお客さまの被災日が属する調定月の次の調定月から6か月間に限り，電気料金を免除する。

（有効期間満了日：令和5年4月〔満了日は検針日等により相違〕）

- 3 被災されたお客さまが被災時から引き続きまったく電気を使用しないで，需給契約を廃止し，その後新たに使用申込みを行なった場合で，その申込みが令和5年3月末日までに行なわれ，かつ，その申込みが次のいずれにも該当するときは，最終保障供給約款 55（一般供給設備の工事費負担金），56（特別供給設備の工事費負担金）および57（供給設備を変更する場合の工事費負担金）の規定にかかわらず，その工事費負担金を免除する。

- (1) 需給契約の契約種別が被災時の需給契約における契約種別と同一であること。
- (2) 契約負荷設備または契約電力が，被災時の需給契約の契約負荷設備または契約電力をこえないこと。

（有効期間満了日：令和5年3月末日）

- 4 被災されたお客さまが被災後，再建等のため，需給期間が1年未満の電気の使用申込みを行なった場合で，その申込みが令和5年3月末日までに行なわれたときは，最終保障供給約款 60（臨時工事費）の規定にかかわらず，その臨時工事費を免除する。

（有効期間満了日：令和5年3月末日）

- 5 被災されたお客さまで，電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となったものについて，最終保障供給約款 15（最終保障電力A），16（最終保障電力B），

17（最終保障農事用電力）および 18（最終保障予備電力）の規定にかかわらず、令和 5 年 3 月末日までの間は、その使用不能設備に相当する基本料金を免除する。

（有効期間満了日：令和 5 年 3 月末日）

6 お客さまが被災後、再建等のため、引込線、計量器、その付属装置および区分装置の取付位置の変更の申込みを令和 5 年 3 月末日までに行なった場合で、かつ、その供給方法が被災時の供給方法と同一であるときは、最終保障供給約款 52（引込線の接続）および 53（計量器等の取付け）の規定にかかわらず、原則として、その初回の工事に要した費用を免除する。

（有効期間満了日：令和 5 年 3 月末日）

7 この最終保障供給約款以外の供給条件に定めのない事項については、最終保障供給約款によるものとする。

別 添

## 最終保障供給約款以外の供給条件による最終保障供給を必要とする理由

令和4年9月23日、令和4年台風15号の影響により、静岡県23市町（静岡市、浜松市、沼津市、三島市、富士宮市、島田市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、御殿場市、袋井市、裾野市、湖西市、御前崎市、菊川市、牧之原市、駿東郡清水町、駿東郡長泉町、榛原郡吉田町、榛原郡川根本町、周智郡森町）に災害救助法が適用されました。

このため、当社供給区域内の災害救助法適用地域および隣接する地域（令和4年9月23日以降、令和4年台風15号の影響により災害救助法が適用された市町村が追加された場合は、当該追加された市町村および当該追加された市町村に隣接する市町村を含む。）において被災されたお客さまに対し、電気事業法第20条第2項ただし書の規定にもとづき、最終保障供給約款以外の供給条件を設定いたしたく特例承認申請するものであります。

### 記

#### 災害救助法が適用された市町村

静岡県沼津市、三島市、富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、駿東郡清水町、駿東郡長泉町

#### 災害救助法が適用された市町村の隣接市町村

神奈川県足柄下郡箱根町

山梨県富士吉田市、南アルプス市、南巨摩郡早川町、南巨摩郡身延町、南巨摩郡南部町、南都留郡鳴沢村、南都留郡富士河口湖町

静岡県伊豆市、伊豆の国市、田方郡函南町、駿東郡小山町



# 最終保障供給特例承認申請書

本 営 発 第 13 号

2 0 2 2 年 9 月 2 6 日

経済産業大臣 西 村 康 稔 殿

名古屋市東区東新町1番地

中部電力パワーグリッド株式会社

代 表 取 締 役  
社 長 執 行 役 員 清 水 隆 一

電気事業法第20条第2項ただし書の規定により，次のとおり最終保障供給約款以外の供給条件の承認を受けたいので申請します。

|                     |                |
|---------------------|----------------|
| 料 金 そ の 他 の 供 給 条 件 | 別紙に記載の通りであります。 |
| 実 施 期 日 及 び 実 施 期 間 | 同 上            |

## 最終保障供給約款以外の供給条件の内容

令和4年台風第15号の影響により、電気の利用者に多大な被害が発生し、静岡県23市町に災害救助法が適用された。

このため、災害救助法適用市町村および隣接市町村※（2022年9月23日以降、令和4年台風第15号の影響により災害救助法適用市町村が追加された場合は、当該追加された災害救助法適用市町村および当該追加された災害救助法適用市町村に隣接する市町村を含む）において被災されたお客さまから申出があった場合には、電気最終保障供給約款（2022年9月1日付け実施。以下「最終保障約款」といい、当該最終保障約款が届出により変更された場合は、変更後の最終保障約款をいいます。）以外の供給条件として、次の供給条件を適用するものとする。

※ 隣接市町村は、以下の8市町村（2022年9月23日時点）。

長野県：伊那市、飯田市、下伊那郡大鹿村、下伊那郡天龍村

愛知県：新城市、豊橋市、北設楽郡東栄町、北設楽郡豊根村

- 1 被災されたお客さまの2022年8月（支払期日が災害救助法適用日以降となるものに限る。）、9月、10月および11月調定分の電気料金の支払期日を、最終保障約款26（料金の支払期日）の規定にかかわらず、各々1か月間延長する。

（有効期間満了日：2023年1月〔満了日は検針日等により相違〕）

- 2 被災されたお客さまが、被災時から引続き全く電気を使用しない場合には、最終保障約款16（最終保障電力A）、17（最終保障電力B）および18（最終保障予備電力）の規定にかかわらず、そのお客さまの被災日が属する調定月の次の調定月から6か月間に限り、電気料金を免除する。

（有効期間満了日：2023年4月〔満了日は検針日等により相違〕）

- 3 被災されたお客さまが、被災時から引き続き全く電気を使用されずに需給契約を廃止され、2023年3月末日までに新たに電気の使用申込みを行なった

場合で、その申込みが次のいずれにも該当するときは、最終保障約款57（一般供給設備の工事費負担金）、58（特別供給設備の工事費負担金）、59（供給設備を変更する場合の工事費負担金）および60（特別供給設備等の工事費の算定）の規定にかかわらず、その工事費負担金を免除する。

- (1) 需給契約の契約種別が被災時の需給契約における契約種別と同一であること。
- (2) 契約負荷設備または契約電力が、被災時の需給契約の契約負荷設備または契約電力をこえないこと。

（有効期間満了日：2023 年 3 月末日）

- 4 被災されたお客さまが、再建等のため、契約期間が1年未満の電気の使用を申し込まれた場合で、その申込みが2023年3月末日までに行なわれたときは、最終保障約款61（臨時工事費）の規定にかかわらず、その臨時工事費を免除する。

（有効期間満了日：2023 年 3 月末日）

- 5 被災されたお客さまで、電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となったものについては、最終保障約款16（最終保障電力A）、17（最終保障電力B）および18（最終保障予備電力）の規定にかかわらず、2023年3月末日までの間は、その使用不能設備に相当する基本料金を免除する。

（有効期間満了日：2023 年 3 月末日）

- 6 被災されたお客さまが、再建等のため、引込線、計量器等の取付位置の変更の申込みを 2023 年 3 月末日までに行なった場合で、かつ、その供給方法が被災時の供給方法と同一であるときは、最終保障約款 53（引込線の接続）および 54（計量器等の取付け）の規定にかかわらず、原則として、その初回の工事に要した費用を免除する。

（有効期間満了日：2023 年 3 月末日）

- 7 この最終保障約款以外の供給条件に定めのない事項については、最終保障約款によるものとする。

以 上

(添付書類)

## 電気事業法施行規則第28条の規定に基づく添付書類

(電気事業法施行規則第28条第1号)

最終保障供給約款以外の供給条件による最終保障供給を必要とする理由

(電気事業法施行規則第28条第1号)

最終保障供給約款以外の供給条件による最終保障供給を必要とする  
理由

## 最終保障供給約款以外の供給条件による最終保障供給を必要とする理由

令和4年台風第15号の影響により、電気の利用者に多大な被害が発生し、静岡県23市町に災害救助法が適用されました。

このような状況を踏まえ、被災された電気の利用者の負担の軽減等を目的とし、災害救助法適用市町村および隣接市町村※（2022年9月23日以降、令和4年台風第15号の影響により災害救助法適用市町村が追加された場合は、当該追加された災害救助法適用市町村および当該追加された災害救助法適用市町村に隣接する市町村を含む）において被災されたお客さまに対し、電気事業法第20条第2項ただし書きの規定にもとづき、電気最終保障供給約款以外の供給条件を設定いたしたく特例承認申請するものであります。

### 記

#### 1 災害救助法が適用された市町村

静岡県：静岡市，浜松市，富士宮市，島田市，富士市，磐田市，焼津市，  
掛川市，藤枝市，袋井市，湖西市，御前崎市，菊川市，牧之原市，  
榛原郡吉田町，榛原郡川根本町，周智郡森町

#### 2 災害救助法が適用された市町村に隣接する当社供給区域内の市町村

長野県：伊那市，飯田市，下伊那郡大鹿村，下伊那郡天龍村  
愛知県：新城市，豊橋市，北設楽郡東栄町，北設楽郡豊根村

以 上

# 経 済 産 業 省

20220927電委第4号

令和4年9月●日

経済産業大臣 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

特定小売供給約款以外の供給条件の認可について（回答）

令和4年9月27日付け20220926資第2号により貴職から当委員会に意見を求められた特定小売供給約款以外の供給条件の認可については、認可することに異存はありません。



# 経 済 産 業 省

20220927電委第2号  
令和4年9月●日

経済産業大臣 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

託送供給等約款以外の供給条件の認可について（回答）

令和4年9月27日付け20220926資第4号により貴職から当委員会に意見を求められた託送供給等約款以外の供給条件の認可については、認可することに異存はありません。

# 経 済 産 業 省

20220927電委第3号  
令和4年9月●日

経済産業大臣 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

最終保障供給約款以外の供給条件の承認について（回答）

令和4年9月27日付け20220926資第6号により貴職から当委員会に意見を求められた最終保障供給約款以外の供給条件の承認については、承認することに異存はありません。